

不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、 行為の悪質性と除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	5～7年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
		当該論文等の責任を負う著者	3～5年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
		上記以外の著者	2～3年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者	2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		2～3年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
		1～2年 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

— 当該資金の返還について —

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めることがあります。

— 不正事案の公表について —

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省HPに特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開**しています。

お問い合わせ

相談窓口

教務部学術研究支援課

TEL 03-5481-3306

FAX 03-5481-5601

E-mail : kenkyu@kokushikan.ac.jp

告発等の受付窓口

監査室

TEL 03-5481-3118

FAX 03-3413-7420

E-mail : kansashitsu@kokushikan.ac.jp

国士舘大学ホームページ内、
「不正防止の取り組み」
をご覧ください。

<https://www.kokushikan.ac.jp/education/activity/prevent/>



研究費の正しい使い方

国士舘大学の研究活動における管理・運営体制について

国士舘大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、適正に管理・運営する体制を定めています。

— 学内関連規程等 —

- 国士舘大学研究者等行動規範
- 国士舘大学における研究不正防止に関する基本方針
- 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程
- 研究費の管理・運営に関する規程
- 公的研究費使用ハンドブック〈研究費運用基準〉
- 学校法人国士舘安全保障輸出管理規程

もし不正行為が認定されたら？ ～科研費の場合～

研究者氏名、所属研究機関名、不正行為の内容等が日本学術振興会のホームページに公表されるとともに、研究費の返還、研究費の応募に対する制限措置を課されます。これは研究者・所属研究機関双方の信用を著しく毀損することにも繋がり、絶対に避けなければなりません。

架空請求 (カラ給与)

— 不正手法 —

— 再発防止策 —

- ①コンプライアンス教育及び啓発活動による意識の醸成
- ②研究費使用手続き（ルール）の周知徹底
- ③内部監査の充実
- ④事務部門による雇用管理

— 処分 —

■当該教員を停職1カ月の懲戒処分とすることを決定した。また、不正使用であると認定した研究費は、当該教員に返還を求めた。ホームページに公表（氏名公表あり）

盗用

● 剽窃の疑いがある旨指摘が寄せられ、指摘内容の事実関係を
確認の上、対応責任者である研究企画部担当理事が職権で告発
することを決定し、予備調査を経て調査委員会を設置した。本
調査の結果、論文1編において盗用（特定不正行為）が行われ
たと認定した。

— 調查結果 —

● 調査対象論文1編について、引用元の先行研究と比較分析した結果、先行研究の内容を数多く流用していることは明らかであった。また、当該研究分野において間接引用の形式をとる場合には、元の論文を適切にパラフレーズ（言い換え）する必要があるが、当該調査対象論文では必ずしもそれが行われていないことが確認された。故意性があったとまでは認められないが、不適切な間接引用の数は多く、修正する機会があったにも拘わらず、それを行わなかったという点で、調査対象者が基本的な注意義務を「著しく怠った」ことによる盗用を認定した。

— 再発防止策 —

■ 今回の事例を受け、今後は、受講状況の管理が可能でかつ研究不正の防止に関する内容が充実した e-learning を新たに取り入れ、研究者の受講を義務付けるとともに、研究不正の防止に焦点を当てた勉強会を開催するなど、教育・研修内容の充実化を図る。

— 廾分 —

● 科研費助成事業について、盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、盗用が認定された論文は科研費助成事業の成果として執筆された論文である。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限の措置を講じた。

The organizational chart of the University of Tsukuba is structured as follows:

- Top Level:**
 - 理事長 (President)** and **理事等 (Board Members)** are connected by a **議論 (Discussion)** arrow.
 - 意見・報告 (Opinion/Report)** flows from the Board Members to the President.
- Second Level:**
 - 最高管理責任者 (学長) (Chief Executive Officer / Dean)** receives **基本方針の策定 必要な措置 (Basic Policy Formulation / Necessary Measures)** from the President and provides **状況報告 (Status Report)** to the President.
- Third Level:**
 - 不正防止委員会 (Anti-Fraud Committee)** oversees the **不正防止委員会委員長・統括管理責任者 (学術研究担当副学長) (Chairman of the Anti-Fraud Committee / Comprehensive Management Officer (Academic Research Deputy Dean))**.
- Fourth Level:**
 - The **不正防止委員会委員長・統括管理責任者** oversees:
 - 法人事務局長 (経理統括責任者) (General Manager of Legal Affairs (Comprehensive Management Officer for Finance))**
 - 教務部長 (Academic Affairs Dean)**
- Fifth Level:**
 - The **法人事務局長** oversees:
 - 総務部長 (General Affairs Dean)**
 - 財務部長 (財務事務責任者) (Finance Affairs Officer)**
 - The **教務部長** oversees:
 - 教務部事務部長 (学術研究支援課) (Academic Affairs Officer (Academic Research Support Section))**
- Sixth Level:**
 - The **財務部長** oversees:
 - 管財課長 (物品の総括担当者) (Manager of Financial Affairs (Comprehensive Management Officer for Assets))**
 - 経理課長 (経理責任者) (Finance Affairs Officer)**
 - 学術研究支援課 (Academic Research Support Section)**
 - 収収担当課 (各事務課室等) (Revenue Management Section (Various Office Sections, etc.))**
 - 研究者 (Researchers)**
- Seventh Level:**
 - The **学術研究支援課** oversees:
 - コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者 (学部長・研究科長・附置研究所長) (Compliance Promotion Officer / Research Ethics Education Officer (Dean / Department Head / Attached Institute Head))**
- Information Flow:**
 - 連携 (Cooperation)** is shown between the **不正防止委員会委員長・統括管理責任者** and the **監事 (Supervisor)**.
 - 連携** is shown between the **不正防止委員会委員長・統括管理責任者** and the **学術研究支援課**.
 - 連携** is shown between the **コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者** and the **監事**.
 - 連携** is shown between the **コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者** and the **会計監査人 (Accounting Auditor)**.
- Internal Processes:**
 - The **コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者** oversees:
 - 具体策の実施、実施状況の確認 (モニタリング) (Implementation of Specific Measures / Confirmation of Implementation Status (Monitoring))**
 - 具体策の実施、受講管理・指導 (モニタリング・改善指導) (Implementation of Specific Measures / Course Management / Guidance (Monitoring / Improvement Guidance))**
 - 研究費の運営・管理に関わる研究者等 (Researchers involved in the operation / management of research fees, etc.)**

不正使用・不正受給を行った研究者 に対する措置について

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年 ①：社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 私的流用以外で ②：①及び③以外の場合、2～4年 ③：社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

— 当該資金の返還について —

不正使用が認められた研究課題については、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めます。

— 不正事案の公表について —

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表します。**

また、**文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載しています。**